

審議会等の会議録

会議の名称	平成28年度第1回座間市地域保健福祉サービス推進委員会		
開催日時	平成29年1月16日(月)午後3時30分～午後4時45分		
開催場所	座間市役所4階 4-3会議室		
出席者	<p>(委員)</p> <p>出席：鈴木孝幸委員、大友奉委員、阿部正信委員、田中誠一委員、野島徹委員、佐久間志保子委員、佐藤節子委員、城条洋子委員、鈴木八千代委員、堀弘子委員、稲垣文野委員、長谷川昌夫委員</p> <p>欠席：中川正行委員、米澤弘明委員</p> <p>(市)</p> <p>健康部長、介護保険課長、保健係長、福祉部長、福祉長寿課長、主幹兼福祉総務係長、主幹兼長寿係長、福祉長寿課1人、障がい福祉課長、障がい福祉係長</p>		
事務局	福祉長寿課		
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 一部公開	<input type="checkbox"/> 非公開
	傍聴人数	0人	
非公開・一部公開とした理由			
議題	<p>(1) 座間市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定について</p> <p>(2) 座間市障害者計画・第五期障害福祉計画の策定について</p> <p>(3) その他</p>		
資料の名称	<p>(1) 座間市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画策定に係るアンケート調査の実施について</p> <p>(2) 座間市日常生活圏域ニーズ調査票他5種類</p> <p>(3) 座間市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画 策定スケジュール</p> <p>(4) 座間市高齢者保健福祉計画第6期介護保険事業計画</p> <p>(5) 座間市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に係る基礎調査報告書</p> <p>(6) 障害者計画・第五期障害福祉計画策定のためのアンケート調査指針</p>		

	<p>(7) 障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る成果目標及び活動指標について</p> <p>(8) 「障害者計画・第五期障害福祉計画」策定までの全体スケジュール</p> <p>(9) 障害者計画策定のためのアンケート調査への協力をお願い</p> <p>(10) 座間市障害者計画・第四期障害福祉計画</p> <p>(11) 座間市障害者計画及び障害者福祉計画策定に係る意識調査委託</p>
<p>会議の内容</p>	<p>初めに、加藤興和氏・島村利明氏が退会、北原稔氏に人事異動があり、本会議の冒頭において鈴木孝幸氏、阿部正信氏、堀弘子氏に委嘱状を交付した。</p> <p>また、初めて参加する委員がいることから、委員、説明員、事務局の自己紹介を行った。</p> <p>(事務局) 平成28年度第1回座間市地域保健福祉サービス推進委員会を開催します。</p> <p>初めに担当部長の田原より御挨拶を申し上げます。</p> <p>《福祉部長挨拶》</p> <p>(事務局) ありがとうございました。それでは、議事に入る前に、何点か御許可いただきたいと存じます。</p> <p>委託業者の入室及び委員の御意見等をまとめるための録音機の使用を御許可いただきたいと存じます。</p> <p>以上、2点につきまして、市民参加推進条例施行規則第7条第2項及び第4項第2号に基づき、審議会の長の許可を受けることとされておりますので、御許可いただけますでしょうか。</p> <p>(会長) 異議のある方はいらっしゃいますか。</p> <p>《異議なし》</p> <p>それでは、異議なしと認め、委託業者の入室と録音機の使用を許可します。</p> <p>(事務局) ありがとうございます。ここで委員出席状況について報告します。本日2人の委員が欠席ですが、過半数の出席をいただいておりますので、本委員会規則第5条第2項の規定により、本会が成立することを御報告します。</p> <p>議事の進行につきましては、大友会長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>(会長) それでは、早速議題に入りたいと思います。</p> <p>「議題(1) 座間市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の策</p>

定」について、事務局から説明を願います。

《福祉長寿課説明》資料（１）～（５）に基づき説明

- ・ 座間市高齢者保健福祉計画・第７期介護保険事業計画は平成３０年３月完成予定の計画である。
 - ・ 計画策定の資料にするため、アンケートを実施する。
 - ・ 本日の会議を含め、本会議は５回の開催を予定している。
 - ・ 座間市の高齢者状況は、平成２８年１０月の数値では、全人口１２９，９３６人のうち、６５歳以上の介護保険第１号被保険者は３１，４５６人で、高齢化率は２４．２１パーセントとなる。つまり、座間市民の４人に一人が該当する。
 - ・ ６５歳の高齢者のうち、６５歳から７４歳の方は１７，７０５人で、全人口に対して１３．６３パーセント。
 - ・ ７５歳以上の後期高齢者は、１３，７５１人で、全人口に対して１０．５８パーセントになっている。
 - ・ ６５歳以上の介護保険第１号被保険者３１，４５６人のうち、要介護あるいは要支援の認定を受けている方は、４，５７９人となっており、１４．５６パーセントになっている。
 - ・ 高齢者保健福祉計画及び第７期介護保険事業計画策定の流れについて、老人福祉法第２０条の８第７項に、市町村老人福祉計画は介護保険法第１１７条第１項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして策定されなければならないと定められている。
 - ・ 座間市では、平成５年に座間市高齢者保健福祉計画策定しており、この計画が平成１１年度末を持って終了することになっていた。
- 同時期に、平成１２年４月から、介護保険法がスタートしたが、介護保険法第１１７条第１項には、市町村は、基本指針に則して３年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係わる保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする、となっていることから、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を一体として、３年に１回見直しをすることになっている。
- ・ 座間市では、平成１２年３月に第１期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、３年ごとに見直しを行っており、現在第６期まで策定されている状態である。
 - ・ 第６期の計画は、平成２９年度まで計画のため、平成３０年度からの３年分について、計画・立案予定である。

- ・ 事務局として、団塊の世代が75歳以上に達する平成37年度を見据えた中長期的な視点で、行政のみの意見ではなく、市民の保健福祉に関するニーズ等を把握する必要があると考えている。
- ・ アンケート調査の概略について、表書きには調査実施の目的の種類が記載されている。
- ・ この6種類の調査について、第3期から調査対象に変更は無いが、内容について変更がある。「地域包括ケア見える化システム」の立ち上げや、今後の介護サービスの在り方を検討するため、国において調査票の書式を統一している。「地域包括ケア見える化システム」とは、介護保険事業計画策定の支援、介護保険に関する情報や地域包括ケアシステムに関する情報の一元化を図るものである。また、座間市の状況が時系列で確認ができ、自治体間でも比較が可能になる。
- ・ 国が統一した書式は、1番の一般高齢者実態調査と3番の在宅サービス利用者実態調査の2点である。ただし、経年変化を見るため、座間市独自の項目も追加している。
- ・ 在宅サービス利用者実態調査は、従来は利用者本人が回答する形式だったが、今回は介護者用と合わせて2種類になっている。
- ・ 2、4、5、6番目の調査については、大きな変更はない。
- ・ 座間市日常生活圏域ニーズ調査について、国が統一した必須項目や、座間市独自の項目等の内訳について説明した。
- ・ 調査票の発送総数は3,900件。
- ・ お礼兼督促はがきを発送する旨の説明。
- ・ 調査は、2月15日締め切りで、2月末日までは受付予定である。

(会長) ありがとうございます。

これからアンケートを取るとのことで、内容についても説明いただきましたが、質問やご意見のある方はいますか。

(鈴木委員) 質問と意見がそれぞれ1つずつあります。

質問は、各6圏域で1圏域650の抽出は無作為であるか。

また、実際に配布する文章の文字の大きさはいくつか聞きたいです。高齢者は小さい文字を読むのが億劫な方がいるため、回答率が下がるのではないかと思います、12、13位のポイント数にしたら良いのではと思います。

(保険係長) まず、抽出については無作為になります。ただ条件とし

て、市内の65歳以上の一般高齢者の方で、介護保険の要介護認定を受けている方は除いています。

また文字の大きさですが、表題が18ポイント、内容が16ポイント、一部14ポイントの大きさになっています。

(鈴木委員)

わかりました。

(会長)他に何かございますか。

(堀委員)調査票の在宅サービス・施設サービス・ケアマネージャーの対象は全数でしょうか。

(保険係長)3～6番の内容について、全件対象にしていますが、実際の数は更に多いです。

なぜかと申しますと、市外の事業所も含んでいるからです。利用者様が年に数回しか利用していないような場合も、外しています。

(堀委員)わかりました。

(会長)他に何かございますか。

(佐久間委員)前回の調査票の回収率について、一般市民が54パーセント、施設利用サービス実態調査が56.6パーセントとかなり低いようですが、市で何か対策はありますか。

(保険係長)確かに、2、4番については、回収率が低いです。国の指針にもあるのですが、400のサンプルがあれば調査の目的を達成する回答が得られることになっています。

4番については、上限をほぼ満たしているもので、これ以上は上げることは難しくなっています。

(佐久間委員)督促を出すとのことなので、何か対策があるのかと思います、質問しました。

(堀委員)意見なのですが、最近和光市の要介護率が9.4パーセントと下がってきています。行政の部長さんに話を聞いた時に、高齢者の実態調査をし、回答できない人ほど本当に困っていることがあると話がありました。

全部を追いかけて実施するのは大変だと思いますが、一般高齢者の方々が要介護にならないように今自身で気を付けていることは何か、だんだん弱ってきているのか、今介護が必要でない人たちの調査が、これからの時代に必要かと思います。

(福祉長寿課長)資料ナンバー2をご覧ください。先日計画見直し検討委員会を行い、今月第2回の検討委員会も終了しています。

そこでも同じような意見があり、例えば「書けるけどポストに行けない」場合は、我々が取りに行くべきか検討していかなければならないと思っています。

ここで明確なお答えをするのは難しいのですが、市役所内部でも同じような意見が出てきているので、前向きに検討したいです。

(堀委員) 是非ご検討いただきたいです。

(会長) 他に何かございますか。無いようなので、次の議題に移ります。

「議題（２）座間市障害者計画・第五期障害福祉計画の策定について」について、事務局から説明を願います。

《障がい福祉課説明》資料（６）～（１１）に基づき説明

- ・ 障害者計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく計画で、座間市における障害者施策全般においてその理念や構成を策定するもの。
- ・ 障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するために、障害者総合支援計画の障害者総合支援法の第 87 条に基づき障害福祉に係る各サービスについて、具体的な数値目標を掲げ、示すものである。
- ・ 国の基本指針により、3 年ごとの策定が定められている。座間市において、平成 18 年の第 1 期から数え、第 5 期は平成 30 年度から 32 年度の 3 か年の計画となり、今年度にアンケートを実施し、来年度中に策定する予定。
- ・ 本市では、障害者福祉計画の策定に合わせ、障害者計画の見直しも行い、平成 30 年の障害者支援法の改正あるため、様々な要素を踏まえたアンケート調査の実施、計画の策定を行いたい。
- ・ 障害者計画策定にあたり、意見集約のために、手帳を保持者の方からアンケートを実施。生の声も聞けるよう、市内の 8 つの障害者団体に実施。（身体障害者協会、視覚障害者協会、聴覚障害者協会、腎友会、手をつなぐ育成会、重度障害児の会ゆいま～る、座間地区自閉症親の会座間やまびこ、精神障害者家族の会サポート座間）

また、障害者施設 8 つに個別ヒアリングを実施。（入所系、居宅系、就労系を主に実施している事業所）

- ・ アンケート結果、個別ヒアリングの内容、国・県からの指針をもとに原案を作成する。

- ・ 原案を議論する場として、障害者団体と障害者施設に依頼をし、選出された委員で構成する部会等4つ（作業部会、策定委員会、地域自立支援協議会、地域保健福祉サービス推進委員会）で議論。
- ・ 「障害者計画・第五期障害福祉計画」策定までの全体スケジュールについて概要の説明。

4～6月は、内容精査、契約準備を行う。国、県からの指針もこの頃示される予定。

6月は、市内障害者団体8団体及び障害者施設の代表的な団体8事業所より、個別ヒアリングを行う。

8月は原案作成。その後、作業委員会、策定委員会、地域自立支援協議会、地域保健福祉サービス推進委員会で議論。

12月はパブリックコメントを実施。

翌年1～2月は計画決定。

3月は結果報告。
- ・ 地域保健福祉サービス推進委員会では、8月に原案が完成したら、意見聴衆の場を年内に2回、パブリックコメント後に諮問及び答申で2回、本日の会議を含め5回で審議する予定。
- ・ 障害者計画・第五期障害福祉計画策定のためのアンケート調査指針を使用し、昨年11月に実施したアンケート調査の説明。
- ・ 調査目的は、障害のある市民のニーズや意見を幅広く把握し計画に反映させるための基礎資料とする。
- ・ 対象者は手帳保持者から2,000名無作為で抽出。

今回の配布資料にはSPコードが付いていないが、実際はつけて配布している旨説明。また読みやすいよう、ルビをふっている。
- ・ 調査期間は平成28年11月11日発送30日締め切りで、12月中に届いたものは集計対象。回収率50.2パーセント。
- ・ 調査内容は、基本的に前回の調査と同じ内容。3の現在の生活について、障害者の差別解消について追加。4の介助（支援）状況について、成年後見人制度を追加。7に相談支援について追加。8に避難行動要支援者制度について追加。身体、知的で同じ調査票だが、前回の質問は全体で54問、今回は50問に縮小。精神の質問については55問から53問に縮小した。若干ではあるが、対象者の負担の軽減を考慮した。
- ・ 国からの指針について、「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る成果目標及び活動指標について」を使用し説明。

昨年12月に公表され、平成29年4月には正式な通知が示されると予想している。次回会議の際には、アンケートとヒアリングの結果合わせて報告する予定。

- ・ 成果目標の5「障害児支援の提供体制の整備」とあり、基本指針を読み込むと、市町村障害者福祉計画と一体となって策定することが可能なため、障害者と障害児一括して作成する。

(会長) ありがとうございます。質問やご意見のある方はいますか。

(堀委員) 障害者計画の中に子どもも入ってくるとなると、今は医療が進んできたため、医療機器をつけて帰ってくる子たちが増えています。

先日藤沢の会議に出た際に、この話題が出ました。まず医療機器を使用している子どもたちが何人いて、どんなことが必要になってくるかも策定の中でご検討いただきたいです。

今、厚木市は神奈川県との医療課と一緒に2年間のモデル事業として、医療機器を抱えている人について話し合いを行っています。その中では、レスパイトの問題や、養護学校に通うにしても吸引が必要な場合は親が毎回連れていかなければならない、親がいなければ養護学校にも通えないということが話題になりました。

市町村でできなければ県、県でできなければ国に要望を出すようにと意見を出しましたが、現在支援が足りないと感じています。特にレスパイトを支援して欲しい。医療機器を抱えている場合は普通の福祉施設では医者や看護師がいないのでできません。

市が単独で改善するのは難しいので、こういった問題について、皆で声を出していくのが必要だと思います。そういった方々がいるということも、ご検討いただきたいです。

(障がい福祉課長) 平成30年度の法改正の中にも、医療的なケアを必要とされるお子さんたちについて考えるようにという項目があったと思います。

やはり今のところ担当市だけで対応することがかなり難しいため、県の方を含めご協力いただかなくてはならないと思っていますが、ニーズの把握には努めたいと思っています。

(堀委員) そうですね、一緒にやってみましょう。

(会長) ありがとうございます。他に質問やご意見のある方はいますか。

(鈴木委員) 1つ質問があります。今回の回収率は前回と比較して良い

のか悪いのか知りたいです。

(障がい福祉係長) 前回 55.2 パーセントの回収率がありまして、今回は 50.2 パーセントですので、5 パーセント減になってしまいました。申し訳ございません。

(鈴木委員) わかりました。もう 1 つ質問いたします。障害別に調査票を作成しているようですが、回答率はまんべんなく減っているのですか。

(障がい福祉係長) 視覚障害者までは取っていませんが、身体障害者では前回は 58.8 パーセントの回収率に対し今回 57.6 パーセント、1.2 パーセントの減になります。

知的障害者が前回 46.9 パーセントに対し今回 41.2 パーセント、5.7 パーセントの減になります。

精神障害者は前回 49.3 パーセントに対し今回 44.4 パーセント、4.9 パーセントで、全体で 5 パーセントの減になります。

(会長) 何が原因でしょうか。

(障がい福祉係長) 無作為抽出のため、何とも言えません。

(会長) 対象者の障害の重度化や高齢化なのでしょうか。調査票の内容だけでは推測できませんね。

(鈴木委員) 回答者の問題なのでしょうか。身体障害者の人は自分で答えられますが、知的障害の人は本人が答えられず、保護者やご家族が答えなければならないところが面倒だったのかと思いました。

(障がい福祉課長) 今回の回収率が低下した理由は、原因等も踏まえて検討しなければならないと考えています。

(会長) アンケートの回収率について、先ほど堀委員も指摘されましたが、今後も気を付けてみる必要がありますね。

そのほか、ご質問ある方はいらっしゃいますか。

(田中委員) 要望なのですが、先ほど障がい福祉係長の方から、調査の指針についてご説明いただきましたが、事業所からのヒアリングの件について、記載した方が良いと思いました。この指針のみだと、アンケートしか実施していないように見えるので、せっかく良い取組をしているのにもったいないと思いました。

もう 1 点は事務的なことですが、調査指針 4 の調査内容について、現実的には将来の暮らしは 9 番目ですが、アンケートの方は 8 番になっているので、今後は注意してやっていただきたいと思います。

(障がい福祉係長) その通りです。申し訳ありません。発送した日に気

が付きました。ご指摘ありがとうございます。

(会長) アンケートはアンケートでよろしいですが、調査について、確かにヒアリングというのは、大変大きなポイントかと思えます。

(障がい福祉課長) はい、あくまでアンケートに先立っての指針ですので、今度は策定についての指針をまとめていきたいと思っています。

ヒアリングは1件あたり30～60分程度を予定していますが、かなりのご意見が聞けると思いますので、きちんと反映したいと思いません。

《異議なし》

(会長) ほかに何かありますか。無いようですので、「議題(3) その他」について、事務局から何かありますか。

(福祉総務係長) 特にございません。

(会長) それでは議事を終了します。進行を事務局にお返しします。

(事務局) 長時間にわたる御審議、ありがとうございました。

それでは、第1回地域保健福祉サービス推進委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。